

商物分離直接流通成果重視事業

【商物分離直接流通成果重視事業 145（145）百万円】

対策のポイント

卸売市場において、電子商取引システムを活用したダイレクト物流（商物分離直接流通）の仕組みを開発し、取引業務や物流の簡素化によるコスト縮減の実証等を実施します。

（卸売市場における取引の現状）

- ・ 卸売市場では、市場内に現物を搬入して取引をしなければならないとする「商物一致」の流通が原則です。
- ・ ただし、IT技術の進展により電子情報技術を活用した取引が拡大していることを踏まえ、一定の規格性又は貯蔵性のある物品の取引についてインターネットを活用した取引を行う場合には、商物一致規制の例外として取り扱うこととなりました。

（課題）

- ・ インターネットを活用した商物分離直接流通を導入するに当たっては、せり・入札、相対取引といった多様な取引形態に対応するための技術的課題や、多数の市場関係者間の合意形成等の課題があり、本格的導入に至っていない状況にあります。

政策目標

平成22年度までに商物分離電子商取引を導入する中央卸売市場の数を40%～50%に高めます。

< 内容 >

（1）検討委員会の開催

商物分離電子商取引の導入に当たっての課題の整理、モデル地区の選定、事業の評価・分析を行うとともにモデル事業の成果を普及・啓発します。

（2）モデル事業の実施

卸売市場におけるせり・入札、相対取引などの多様な取引形態に対応した電子商取引システムを開発し、電子商取引結果に基づく出荷者から小売業者等へのダイレクト物流を実現することによって、取引業務や市場内の物流コストの縮減等が可能となる物流システムを実証・構築します。

【定 額】

< 事業実施主体 >

民間団体

< 事業実施期間 >

平成18年度～平成20年度

[担当課：総合食料局流通課（03 - 3502 - 8236（直））]